



向島法人会だより

421

P2 第8回
通常総会次第

P3 令和1年度
向島法人会事業計画

P4 平成31年度
税制改正大綱

中小企業に対する
軽減税率・投資促進税制が
2年間延長!

P6 八広第1支部 新年研修会



豊洲市場
見学研修会

P7 都税事務所だより
5月は、自動車税の納期です。

P8 第9回 **墨東企談**
墨田区から江戸小紋・
江戸更紗の伝統美を発信。



有限会社 大松染工場
代表取締役

中條 隆一さん

中條社長のご厚意により、
向島法人会だよりの
読者の皆様だけに、
割引クーポンを発行してい
ただけることになりました!

中のページに
向島法人会
**特別割引
クーポン**
があります!

P10 **税務署だより**

P11
中小企業
会計啓発・普及セミナー



第8回
税に関する「絵はがきコンクール」

女性部会
ヨガ教室



従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。
企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
https://www.tohoren-tokutaiyo.or.jp/



女性部ヨガ教室



非
ご
参
加
下
さ
い。
変
好
評
で
し
た。
女
性
部
会
で
は
今
年
度
も
各
種
催
し
を
企
画
し
て
い
き
ま
す。
是
非
ご
参
加
下
さ
い。

3月29日、すみだ生涯学習センターにおいてヨガ教室を開催しました。
ヨガ教室は毎回参加者が増加し、青年部からの参加もあり今回は30名の参加があり盛況に開催されました。
先生にはヨガの基礎を優しくゆっくりと丁寧にご教授いただき、ありがとうございました。
参加者からは、気持ちよく体を動かさず背筋も伸びたと大好評でした。女性部会では今年度も各種催しを企画していきます。是非ご参加下さい。

女性部・青年部では会員募集中です!
お問い合わせ・お申し込みは事務局まで

TEL. 03(3612)5515

令和1年度 向島法人会事業計画

向島法人会は、会員のため、「明るく元気で楽しい、人の集まる魅力的な法人会活動」を目指しています。財政再建、事業の活性化を今後も継続して推進してまいります。今後も更なる充実した展開をめざし、会員の皆様と一緒に取り組んでいきたいと、ご協力をお願いします。

令和1年度 事業計画は次のとおりです。

公益目的事業 1

1. 税知識の普及活動
 - (1) 新設法人説明会・決算法人説明会の開催
 - (2) 税務懇談会の開催（支部・ブロック・部会）
 - (3) 税法・源泉部会研究会
 - (4) 租税教室の開催
2. 納税意識の高揚活動
 - (1) 「税を考える週間」 くらしと税金展・納税表彰・記念講演会
 - (2) 広報誌による税情報の発信
 - (3) 税に関する絵はがきコンクール
 - (4) ホームページによる税情報の発信
3. 税制税務の調査研究と提言
 - (1) 提言の取り纏め活動と提言要請活動
 - (2) 税務行政での定期的協議
 - (3) 全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラム

公益目的事業 2

- 企業の健全な発展に資する事業
- (1) 簿記会計講座の開催
 - (2) 中小企業会計セミナー
 - (3) 自主点検チェックシートの活用推進
 - (4) 経済講演会の開催

公益目的事業 3

- 地域社会への貢献活動
- (1) チャリティ・クリスマスの開催
 - (2) 東日本大震災復興支援活動
 - (3) 地球温暖化対策報告書の提出推進活動
 - (4) 地域交流イベントとボランティア活動

収益事業

公益事業等を推進補完する事業

- (1) 簡易保険団体払込制度の普及促進
- (2) 賃貸事業・貸し会議室
- (3) 受託事業（間税会・優申会）

会員の交流に資する事業

- (1) 賀詞交歓会の開催
- (2) 移動研修会（バス見学研修会）の開催
- (3) ボウリング大会の開催
- (4) チャリティ・ゴルフ大会の開催
- (5) ビーチボールバレー大会の開催
- (6) 婚活パーティの開催
- (7) 防災講習会の開催

会員の福利厚生に資する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進事業
- (2) 経営保全プランの普及推進事業
- (3) がん保険制度の普及推進事業
- (4) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進事業
- (5) 人間ドック
- (6) その他福利厚生に資する事業

法人会の目的達成のための事業

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 委員会・支部長会ほか役員会の開催
- (4) 上部機関の諸会議への出席
- (5) その他会費改訂等必要な施策事項の検討
- (6) 組織強化、会員増強運動

第8回 通常総会次第

- 開催日** 令和1年 6月4日(火) 15時00分
場所 東京東信用金庫 8階大会議室
受付 14時30分

次第

第一部【審議事項】…………… 15時00分～16時30分

表彰(大型保障) 表彰伝達

- 1 定足数報告
- 2 開会の辞
- 3 会長式辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事
 - 第1号議案 平成30年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成30年度決算報告及び監査報告承認の件
(報告事項)
 - (1) 令和1年度 事業計画報告の件
 - (2) 令和1年度 予算書報告の件
 - 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

感謝状贈呈(退任役員)

- 7 来賓祝辞 向島税務署長 久保 克行 様
- 8 会長挨拶
- 9 閉会の辞

●【臨時理事会】16時40分～16時50分 場所 東京東信用金庫 2階会議室

○向島税務署より連絡…………… 17時00分～17時20分 「軽減税率制度について」

第二部【祝賀会】…………… 17時35分～19時00分

- | | | |
|-----------|---|--------|
| 1 臨時理事会報告 | | 6 祝電披露 |
| 2 開会挨拶 | | 7 乾杯 |
| 3 会長挨拶 | | 8 祝宴 |
| 4 来賓紹介 | | 9 閉会挨拶 |
| 5 来賓祝辞 | 墨田都税事務所 山内 和久 様
墨田区長 山本 亨 様
墨田区議会議員
向島税務連絡協議会 佐藤 幾洋子 様 | 10 木遣り |

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長！

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。〈増減試験研究費割合8%超〉
9・9%＋(増減試験研究費割合－8%)×0・3
〈増減試験研究費割合8%以下〉
9・9%－(8%－増減試験研究費割合)×0・175

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等につ

長されます。

中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。

地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。

青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別

ては適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。

②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。

③贈与者が死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

償却が認められます。法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2・59%（改正前は事業税9%）に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなり、本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出品販売場についての見直し

輸出品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなります。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをする事で最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けるシングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度が、平成31年10月1日以後の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡郎

TEL 03-5336-3159/558

FAX 03-5336-3154/49

HP <http://www.tilda-office.jp/>

東京法人会連合会



都税事務所だより

固定資産税・納税についてのお問合せはこちらです。

→墨田都税事務所 電話:03-3625-5061
住所:〒130-8608 墨田区業平1-7-4

5月は自動車税の納期です

平成31年度の自動車税納税通知書は、5月7日(火)に発送します。
5月31日(金)までにお納めください。

ご利用になれる納付方法



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

都税クレジットカードお支払サイト 検索



※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※金融機関・郵便局のATM(現金自動預払機)から納付できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。

詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) 「税金の支払い」をご覧ください。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

都税の証明書等の郵送請求は「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、平成31年4月1日より、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行います。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先

〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

都税証明郵送受付センターで取り扱う証明書等とその手数料

証明書等の種類	手数料額
23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明書・関係証明書・物件証明書	1件 400円 ※1 2件目以降1件100円 ※2
都税の納税証明書	1件1税目につき400円 ※3
自動車税納税証明書(継続検査等用) ※4	無料
23区内の土地・家屋課税台帳	区ごと、種類ごとに300円
23区内の土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに300円

- ※1 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。
 - ※2 1回の申請で同一種類の証明書を2件以上申請された場合、2件目以降1件につき100円です(ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限りです)。
 - ※3 同一税目についての数年度分の証明は1件です。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。
 - ※4 運輸支局等において電子的に納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています(納付後最大10日程度かかります)。
- 上記以外の証明・閲覧、公用照会(固定資産評価証明書交付依頼書による申請を含む。)などは、所管の都税事務所・支所(納税証明書のみ取扱い)に申請をお願いします。
お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

都税証明郵送

検索



平成31年度 八広第1支部 新年研修会

開催日時 2月17日(日)
17時から
会場 日本料理「もちづき」
(吾妻橋アサヒグループ本社 21階)
参加人数 19名(男9名・女性10名)

冒頭、糸副支部長の開会の挨拶を頂き、磯支部長が挨拶。
その後全員で「税金クイズ」に挑戦。
本年は消費税増税と共に軽減税率が適用されるとの事で、どれも迷う問題だけに、皆さんの正解率は60%程の様でしたが、楽しく研修が出来、勉強になりました。
研修終了後、大野副支部長の乾杯の発声で会食となり、美味しい料理を味わいながら新年の挨拶や近況報告など楽しいひと時となりました。

当日は晴天に恵まれ、アサヒグループ本社の21階からは真下に隅田川、すぐ隣にスカイツリー、また都心方面も一望できる夜景も味わい深いものでした。
特に今回ご婦人方も大勢参加され、話も盛り上がり、あっという間に2時間余りが過ぎてしまいました。
宴たけなわとなり、最後に堀江副支部長に中締めのお御挨拶を頂き、散会となりました。
ご参加頂いた皆様方に心より感謝申し上げます。
今後も支部会員の増強と支部活性化に努めて参りたいと思います。



支部長 磯文雄

豊洲・築地方面バス見学研修会

平成31年4月20日(土)、平成最後の年の最後の月に向島法人会として久しぶりのバス見学研修会を実施しました。
当日は天気も良く暖かな日差しの中を、バス2台80名で今話題の豊洲市場・2020年オリンピック会場を見学し、その後築地へ移動してお買い物、昼食を楽しみ最後は水上バスに乗船して隅田川沿いの景色を楽しみ、この盛況のコースでした。
会員の方々からは、普段は近くてもなかなか行かない場所を楽しめた。法人会ではこれからもいろいろなイベントを開催していきますので是非ご参加をお願いします。



法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



お問い合わせ

株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら

墨田区から 江戸小紋・江戸更紗の 伝統美を発信。



有限会社 大松染工場
代表取締役

中條 隆一さん

日本の伝統工芸をもっと生活の中にも、次の世代にも伝え続ける。クラシックとモダンを融合させながら、江戸小紋・江戸更紗の発展を支える大松染工場。

息をのむ緻密な匠の技。 職人育成の仕組み化に成功

訪れた日は、数人の職人さんが生地「型付け」をしているところで、作業場は凜とした雰囲気。型付けは、生地に型紙を置き防染糊をヘラで塗る作業で、染め上がる。防染糊で染められた部分が白抜きされ、美しい文様が浮かび上がります。

この型紙は一反約13mの生地に対し長さ30cm程度で、一反に糊を置くには数十回も型紙をズレることなく送る必要があります。難し、最も神経を使う作業だそうです。以前は一人前の職人になるのに10年以上はかかると言われていました。大松染工場では、職人の勘所を養うことはそのままに、工程を仕組化させることに成功、一人前に育成できる環境を整えています。

アイデア商品の数々。 江戸小紋ワイングラスメーカー、 皮革製品にも江戸更紗！

工場を後にして、江戸小紋・江戸更紗博物館へ。お出迎えは博物館トレードマークの赤富士の壁画！迫力満点のこの絵は、中條さんが愛してやまない葛飾北斎「富嶽三十六景の「凱風快晴（通称：赤富士）」を模して創られています。



江戸小紋のワイングラスメーカー



皮革製品に染められた江戸更紗の文様

隆一さんは、常日頃から目についたデザインをジャンルを問わずスクラップ。今もなおおきぬインスピレーションは、こうした努力の賜物なのでしょう。また、江戸更紗の洗ひ色調の伝統を打ち破った、淡い色の江戸更紗は康隆さ

日本が誇る伝統工芸である、江戸小紋と江戸更紗を専門に染める有限会社 大松染工場。自社工場のそばには、年間通して国内外のツアー客で賑わう工房「ショップ併設の「江戸小紋・江戸更紗博物館」があり、日本の伝統美を発信しています。代表取締役の中條隆一さんは、腕の良い職人を率いていた初代から会社を引き継ぎ、時代のニーズにあわせながら、事業を展開させてきました。

慎まじやかな江戸小紋、 オリエンタルな江戸更紗

江戸小紋とは、とても細かい文様が全体に染められている布、もしくはその布で作られた着物のことで、慎まじやかな美しさがあり、遠目には無地に見えます。もともと小紋は、武士の礼装である袴（かみしも）に好んで着られ格調が高く、江戸時代後半から庶民にも広がりました。江戸時代は「贅沢禁止令」が断続的に発令。その情勢の中、極小世界を追求した小紋独特の文様が生み出されていきました。

江戸更紗とは、鳥、人物、草花などを図案化した文様を多彩な色で染めたエキゾチックな布です。発祥国のインドから海のシルクロードを渡って、室町時代に日本に上陸。渡来品として珍重されていきましたが、江戸時代になると、日本人も型染技術が駆使して異国

情緒あふれる更紗を染めるようになり、江戸更紗が確立されていきました。

さまざまな布に染められる技術。 多彩な色を出せる 秘訣は秘伝の色配合帳

奥行きのある広い工場に一歩足を踏み入れると、染料独特の香りが漂います。染料は絹、綿、化繊用と種類が異なり、大松染工場ではすべての布を染められます。現代では着物のニーズが多様化し、綿や化繊でも鮮やかに染められるよう研究開発してきたそうです。

また、歴代の職人さんがコツコツと記録した門外不出の色配合帳があり、それをもとに調合していくそうです。手書きの分厚い配合帳は何冊もあり、何人もの職人さんが書き記しているのが筆跡もさまざま。

「細かく書いてあるものもあれば、閃いたことだけを書いてあるものもあり、読み解くのに時間がかかることもある」と笑いながら中條さんは言います。



江戸更紗の配色の見本 生地に「型付け」をしている中條康隆さん

斬新なデザインと 伝統に捉われない色あわせ。 父と息子、それぞれの個性が光る

畳敷きの2階では、大松染工場の反物を実際に手に取るができます。

隆一さんと康隆さんのオリジナルデザインも多数あります。レンコンやワイングラスをデザインした江戸小紋や、ペーパミントグリーンなどの江戸更紗など、ハッと目を惹く着物があふれます。



2階の展示商談室では、実際に手にとってご覧いただけます。数多くの賞を受賞された貴重な作品もご覧いただけます。

んの作で、「お客様の要望から生まれました」と康隆さん。こうした斬新なデザインの反物は数々の賞を受賞し、広く実力を認められています。

富嶽三十六景シリーズの完成が ライフワーク。 常に新しいものへ挑戦を

最後に、今後の目標をお二人にお聞きしたところ、「富嶽三十六景シリーズを完成させることと、伝統工芸の普及に務めること」と隆一さん。「常に新しいものに挑戦していきたいですね」と康隆さん。

お二人のお話から、仕事に対する誇りと、仕事を心から楽しまれている様子、日本の職人さんたちが受け継いできた伝統を、次世代へ継承していく強い意志を感じました。事業という側面だけでなくスピリットまでも、初代・二代目、三代目と承継されているようでした。

有限会社 大松染工場 東京都墨田区八広2-26-9
http://edokomon-daimatsu.com



江戸小紋・江戸更紗博物館
東京都墨田区八広2-27-10
電話：03-3611-5019
開館日：月曜日～金曜日（祝日除く）
開館時間：13～17時
※土曜日は3日前までに予約の方につき開館 12～17時

染体験教室（要電話予約）

ご自分で染めたランチョンマットをお持ち帰りいただけます！
開催日時：月曜日～金曜日（祝日除く） 13:30～15:30
人数：2～20名 料金：おひとり様5,000円

向島法人会だより 特別クーポン！

中條社長のご厚意により、向島法人会だよりの読者の皆様だけに、特別クーポンを発行していただけることになりました！

工房ショップ内
の商品 **10% OFF**
有効期限
2019年5月7日～
2019年7月31日まで

●このクーポンをご持参の方のみ有効です。●お一人様1回限りとさせていただきます。●中條社長のご好意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。

平成30年度 第8回 税に関する「絵はがきコンクール」



向島税務署長賞
八広小学校 牧 夏実さん

※1月号に誤った作品を掲載してしまいました。今回再掲載させて頂くとともに、関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

中小企業会計啓発・普及セミナー

開催日時 2月12日(火)
会場 向島法人会館

平成31年2月12日(火) 向島間税会・向島優申会と共催で、中小企業会計啓発・普及セミナーを開催しました。
セミナーは、独立行政法人中小企業基盤整備機構から講師を招き、「企業の経営力強化を目指す会計」と題して、財務会計の基本構造・会社が生き残るためにはどのように対応すればよいのか等について講義をしていただきました。
参加した会員からは参考になり今後の業務に生かしていきたいと大変好評でした。



飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。
また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	上記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

【これまで】

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費(〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費(〇酒店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費(〇屋、仕出井当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

【軽減税率制度実施(2019年10月)後】

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費(〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※(〇酒店、お茶代)	〇,〇〇〇
	会議費(〇酒店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※(〇屋、仕出井当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■●●●,■●●●	●●●●,●●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

(注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

編集後記

墨田第2支部 北島 清司

想いで抄

私は昨年、病を得て港区にありま都立済生会中央病院に一週間ばかり入院した時の事でございます。
病床にいる時、傍らのラジオから私の人生と同じような境遇の川柳が聞こえてきたので急いで書き留めたのを次に記します。

- 初恋を どれにしようか半世紀
 - 少年の 白をまとったまま老いる
 - 生涯を 瞬時にきめたためぐりあい
 - かえりみて 我が生涯はないならん
 - 最後まで オイツと呼ばれて満いたる
 - この妻で わが生涯に悔いはなし
 - 生涯を老妻といる安堵感
 - 飢餓を 知り飽食を知り日向ぼっこ
- 以上

これからも余生に感謝しつつ暮らします。